

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

1 (3) 公正なワークルールの確立に向けて

改正労働者派遣法や障害者雇用率制度等について、大阪労働局と連携を図り、企業・経営者団体等の周知・徹底に努めること。また、ワークルールが順守されるよう啓発活動を強化すること。

（回答）

労働者派遣法や障害者法定雇用率をはじめ、労働条件や労働者福祉に関わる労働関係法令等については、大阪労働局の所管部局と連携しながら、啓発冊子「働く人、雇う人のためのハンドブック」などの作成・配布や、ホームページへの掲載、労働関係セミナーの開催などを通じて、広く労働者はもとより、企業、経営者団体等に対し、周知・普及を図っています。

障がい者の雇用を促進するためには、各事業主において「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める障害者雇用率（法定雇用率）に相当する数以上の障がい者を雇用することが必要です。

しかしながら、大阪の民間事業主における障がい者の雇用状況につきましては、平成24年6月1日現在の実雇用率が法定雇用率の1.8%を下回る1.69%、法定雇用率達成割合が44.9%となるなど、依然として厳しい状況にあります。

大阪府では、このような障がい者の雇用状況を改善するため、平成22年4月より、ハートフル条例に基づき、契約締結や補助金交付の相手方など府と関係のある事業主に対し法定雇用率の達成を誘導・支援しているところです。

本年4月には、法定雇用率が15年ぶりに引上げられ、障がい者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に拡大されるとともに、これまで法定雇用率を達成していた事業主が未達成になるなど、さらなる障がい者雇用に取り組む必要のある事業主の増加が見込まれます。

このため、大阪府では、大阪労働局と連携・協力しながら、障がい者雇用促進センターによる情報の発信、障がい者雇用セミナーの開催や地域の経済団体と連携した啓発活動など、本年4月の法定雇用率の引上げに向け、府内事業主に対する周知と啓発に取り組んでいるところです。

今後とも、ハートフル条例に基づく誘導・支援に加え、大阪労働局や経済団体と連携しながら、雇用率制度の改正に関する周知と法定雇用率達成に向けた啓発、並びに労働関係法令の周知・普及に努めてまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労政課・雇用対策課